

初期の馬借集團

牧野 信之助

一

中世末期の社會制度が極端に混亂した時代に、新しき登場者として、天下の視聽を聳動せしめた庶民階級の中に馬借がある。馬借の本體は何であるか。手近い字書を檢すると「うまかし（馬借）（名）荷物を馬にて運びて賃錢をとること、又その人、駄賃取、ばしやく」「ばしやく（馬借）（名）うまかし（馬借）に同じ」上田松井大日本國語辭典とあるもので一通り要解せられる。猶別に「ばしやくとひや（馬借問屋）馬借を營業にする問屋、馬借の問屋」の項が見えて、記録の中には、較々もするところの問屋をもくるめて、馬借と大雜把に言現はしてゐるものもあり、又事實上不可分のこともあるから、念

の爲め附言して置きたい。然しどこ迄も、問屋は假令職業の如何に係はらず、この單獨労働者に對して資本主であることは云ふ迄もない。斯して馬借の本體は約言して云へば交通労働者であつて近世の都市にはよく彼等の集團區域を表はす町名があり、當時の交通労働者は普通馬借と稱せられてゐたのである。

然し、彼等の史上に於ける出現はあまりに突然であつた。恰も大洋中の無名島が大噴火を起した爲めに、始めて一般に知らるゝやうになつたと同じことに、その馬借としての職業的の行動、乃至はその取締規約が出来た爲ではなく、その時代を背景として演出した過激な運動によつて、この名

を天下に烙印せられたのである。足輕の活躍に驚嘆の辭を洩した一條禪閣にとつては、この馬借も亦、同じ類型に入るべきものであつたに相違ない。

二

然らば、馬借の存在はどこ迄遡られるか。彼等の本業が交通労働者である以上、何よりも先づ交通史上に當つて見る必要がある。然しそれに先つて一應字書の上之を檢出して見たい。前述の〔上田松井大日本國語辭典〕の教ふるところによれば、うまかしは庭訓往來に見え「四月大津、坂本馬借」と記され、亦ばしやくは運歩色葉に「馬借ヤク」とあるとせられてゐる。斯すれば。うまかし・ばしやく何れにしても、南北朝乃至室町頃に行はれた語句とすべきであつて、それより以前の字書には見當らないやうである。猶、庭訓往來の編者玄慧の時代は鎌倉にも互つてはゐるやうが、往來の著作

時代によつて、南北朝へ持つて行くのが至當である。

斯して、私はそれを更らに今度は交通史の上から瞥見して、上述した大體の見當が妥當であるか否かを檢察したい。上代乃至中世に互つて交通史の上に於けるこの種交通労働者に該當するものは何であるか。大化改新にあつては、諸道に驛馬傳馬を置いてゐる。之は大化よりも猶遡つてこの制度の存在を認むべきであるが、兎も角この驛馬傳馬の制度に對しては、各驛に必ず驛子を設置する制度があつた。之は、大寶令並びに平安朝に至つて延喜式にもその細則を示されてゐるので明らかで、交通労働に服するものであるには相違なかつた。集解の諸説の中には「驛子は嚮導人を云ふ」と解したものなごもあり、較々明解を缺いてゐるのであるが、然し何れにしても自ら交通労働を營業とするものではなく、國家の義務を負ふて交通勞

働を強ひられたものであつたと言ふべきものである。この點は、大體近世徳川幕府の驛傳法に現はれた、助郷に召集せられる勞役夫と同じやうに解せられると思ふ。諸國運送に用ふる人夫は近を以て遠に及す、その日を前知し生業を妨げてはならぬ〔延喜式雜式取意〕と云つてゐるものに、その意味が明解される。その實例に至つては今一々之を述べないが、各驛とも頗る多數の徵募者を召集して居り、三代格によれば、齋衡二年正月の符に美濃國惠奈郡坂本驛にある同郡の驛子は、全郡二百九十六人の課丁中二百十五人と見え、即ち三分二強を強募してゐることが示されてゐる。その爲めには、勞役に堪えられざる驛子の遁走が屢々物議を起してゐるのである。

然し、鎌倉幕府の時代になると、京、鎌倉間を主として、驛傳法は頗る革新せられてゐるのであるが、令の驛子に該當する驛夫や脚夫などは屢々百

姓に對して暴行に及んでゐることが著しく注意に上つてくる。〔東鑑嘉禎元年七月、弘長元年二月條〕之は幾分職業的の從業者を置くやうになり、従つて幕府の威權を振つたのではないかと思はれるふしがある。斯して亦、時代が南北朝時代に移ると、法制の上では依然として人夫傳馬の驅使を禁じたりなどして〔建武年間記〕驛傳法に注意は向けられてゐるのであるが、然し僅かな時代の相違は、鎌倉幕府治下の制度の整頓と、南北朝乃至室町へかけての統制との比較には、あまりに甚しい距離が出来た。私はこゝで、上述した極めて抽象的な事例を擱んで、こう云ふことに約言したいと思ふ。即ち、平安朝時代迄は假令紀綱の弛廢はあつたにしても、令制による驛傳法が行はれて居り、鎌倉時代に至つては、頼朝の幕府に於て制定された、より權力的な意味に於ける道路法が確立せられ、その時代を終る迄維持せられたであらう。但し平

安朝と云つたところが、史籍の上に暴露された多くの事例の如く、地方の擾亂は想像外であつた丈に、上例の如く所定の驛傳法が確實に行はれたとは誰も考へないが、然し一面には、交通そのものも、職業としての交通勞働をなすものが其程多くは發生するに至らず、少くともそれが各驛に多くの集團をなす迄には至らなかつたと考へられる。次に鎌倉時代に至つては、一面京、鎌倉の交通が頗る頻繁となつたのみならず、各地庄園の發達が盛になつたので、此等の原因から、幕府の制度に定められた驛傳の外に、隨所の津頭宿驛には馬借業者の出現は必ずあつたことゝ推定される。然しまだ、其程記録に上らなかつた理由は假りにその發達はあつたにしても、未だ一の勢力を有する集團に迄生長してはゐなかつたと思はれるのである。

三

私は如上の理由から、世上の注意に上つた南北

朝乃至室町時代に於ける馬借を、彼等の發達史上からその初期に宛て、以下その過程を観察してみたいと思ふのである。

先づ第一に問題となるのは、庭訓往來に馬借は「大津、坂本」の二所を舉げてゐることである。勿論之は、玄慧の時代に馬借の居住地が以上二ヶ所に限られたと云ふべきではない。然しこの博識者のノートに記し込まれた名だゞる代表個所が大津、坂本の二ヶ所であつたと考へても間違ではない。勿論京を距る三里程の近距離で、京人との交渉の絶えざるところ、直ぐに無條件で列擧せられたことであらう。然しそれにしても、この二ヶ所は當時彼等の集團地として認められる丈の充分な理由があつた。其は第一大津にしても、之は京、鎌倉を連接する大街道の要驛としてゞもあるが、一面には湖上交通の要衝に當つたからであつた。延喜式を引出して、北國米が盡く湖上の各港からこの

津頭に集輸されたことを述べる迄もなく、鎌倉時代以降は京都の各社寺——天龍寺・臨川寺あたり
の北國領から輸送される年貢米がこゝに集ひ、「臨川寺重書案文」坂本に至つては、延暦寺の門前町
中世に於ける代表的の寺院都市として、その名を
現はしてゐた。近江一國は云ふ迄もなく北國、東國
へかけて持つてゐた多くの寺領——其等の貢納物
は多く湖上を運漕して、こゝに集積された。強大
な勢力を持つた山門は斯してこの都市を保護し、
坂本は山門あつての都市として繁榮した。私は其
等の管々しい例證を一切こゝには省略して先に進
みたい。「滋賀縣史第二、三卷參照」。然し、唯一つ
注意を逸してならないのは、應永元年八月にやが
て日吉大社に社參すべき將軍足利義滿を迎へんと
する準備の爲め、在坂本の僧俗代表者間に催され
た評定の記事である。右によれば、奉迎の用意を
整へる爲、この時代に通有した富豪、酒屋と土倉と

を點定して課役の目安を造つてゐるのであるが、
又同時に「富崎、比叡辻馬借車點定、當浦之舟自唐
崎付戸津比叡辻了、毎日馬二百疋計車二十兩計」と
特記せられてゐるのが注意される。「日吉社室町殿
御社參記」即ち水陸の連絡の爲め馬借を調査し、毎
日馬二百疋車二十兩を使用せんとしたのである。
之は當時坂本にあつた總べての馬借用の馬疋及び
車輛の總數ではなく總數の中の或數であつたもの
と考へてよいだらう。そうすると、最少限度に見
積つても、當時坂本に集團してゐた馬借の數は二
三百以上になつてゐたと推測しても、餘り間違は
ないと思はれる。然るに、この應永の末年から正
長、永享、嘉吉あたりから文明へかけて横暴の極
を働いた所謂土民一揆は、坂本の馬借がその核心
をなしてゐたのである。

坂本の馬借が發動してその名を知られたのは、
應永三十三年四月上卿の乗車に狼籍し、次いで京

師に亂入し、放火掠略を擅にして更らに北野を襲撃したのがその第一號音であつた。「宣胤記、薩戒記」そのことあつて以來、正長元年には、彼等は開白以來のこと、云はれた土一揆の首唱者であり「春日若宮社日記」永享五年から六年にかけて彼等は大舉して京中に亂入し、幕府は之が防禦に苦しんだ始末であつた。「滿濟准后日記」此等については、私は別に之を詳説したことがあるから茲には再言しない。「時代武家社會の研究所收土一揆の發現」而して彼の滿濟准后日記に見えた永享五年閏七月十七日條信濃守護小笠原氏が上洛の途次、江州草津邊にて馬借土一揆數千人に出會して合戦に及び、互に死傷を出したが、遂に戦線を突破すること能はずして森山に引返したきある一條は、之を草津の馬借と解しても差支はないが、然し之は矢張坂本に歸すべきものではないかと思ふ。その記事中には僧兵が交つてゐるので、常に山門勢と合體して行動してゐた彼

等を想像せらるゝのである。草津は勿論東海、東山兩道分岐の宿驛として發達してゐたのではあらうが、當時大國の守護の大軍隊を支障するに足る勢力と云へば之を坂本の馬借に擬する方が穩當と解せられる。最も時代がこゝ迄旋轉してくれば諸國ともその同業者の團體は、段々と記録に上つてくるやうになつた。例へば正長元年の土一揆の暴動には山城の馬借は既にその名を列してゐるのである。「春日春宮社日記」

斯くして、馬借の存在は唯その暴動行爲によつて顯著となつた彼等の職業が、又彼等の素性がこの時勢中に於て斯くなされたのだと云へばそれ迄であるが、特に坂本の馬借が斯く代表的の行動をなすに至つたのは、一にはこの地が山門と密接なる關係にあり、然も山法師は平安末期以來如何に狂暴の限りを常習的に演出したか、この間の消息を明らかにしたならば、彼等を驅つて非常の行爲

を敢行せしめた動機を推測せしむることが敢て至難ではない。況んや彼等は、自ら山僧と共に出陣して、共同戦線を張るに及ぶに至つては、その間に傭兵としての訓練が出来たことを思はしむるのである。（滿濟准后日記永享五年七月乃至閏七月條）

四

記録の上に見出された初期の馬借は、その集團としての職能を如何に時勢とは云へ、あまりに方向違ひに現出することになった。それは全く、一の騷擾の歴史を形成する丈けのことである。其間に彼等の集團としての成立、乃至はその組織等に至つては少しも之を鮮明にせられないのである。私の知りたいのは、斯る非常の行爲よりも彼等の常態にある。その常態に於て、どれ迄の程度にその組織を有つてゐたかが問題でなければならぬ。然るに偶然私はその後少しく時下を降下して、

更らに一邊陲の地に馬借關係の一括の文書を見る機會を有つた。之は常態に於ける彼等の職能を窺知するに足るべき規約類を持つて居り、更らに、その集團としての行動をも徴すべき券文が具備されて居た。即ち、越前南條郡河野村西野氏所藏文書數十通の中馬借に關するもの十五通は、この種問題の研究にとつては、全く稀有の資料となるべきものであつた。私は、以下其等を通じて彼等の集團について、出来る丈け精密に考察してみたいと思ふ。

其等の中、先づ第一に重要視すべきは、永正五年十一月二十四日附の仲間掟書で「永正五年十一月二日、殿様御判並御兩所御一行之旨にまかせ、浦山内未代定之事」と題するものである。こゝに殿様とあるのは守護朝倉貞景で、御兩所は守護の任命した二人の代官を指してゐる。即ち守護の證判及び兩代官の證言によつて定めた掟の謂であ

キストとして全文を左に引用する。

一、しほくれ他國并に當國浦よりすくかい之事(一)
(直)(買)

一、たひ舟の鹽樽を、舟人をつれて里へ出あきないの(旅)

事、さすましき事(二)

一、人にたのまれ候て、われかあきない物さかうして(我)

舟をかり候てつむましき事(三)

一、山内馬借中にて候も、人のあきない物をわれか(號)

かうして舟をかり候てつむましき事(四)

一、浦の馬借にても候へ、又山内之馬借にても候へ、(獵師)

れうしの儀候者浦山内之馬借してあきないをさ、

め可申候(五)

一、馬借の人数の事、ゆ屋(湯)、こうたう原(旬 菅)、別所、中山

八田、今泉、川野、此分ほんそ(號)、(千飯)、(高佐)

一、山内之馬借下之事、ぬか浦、かれい之浦、たかさ(六呂師)
(都邊)

ろくろし、(三)の五郎兵衛、中津原道かう、同常心(甲樂城)

山内下也、かふらき浦は山内兩浦下也、此旨をそむ(號 浦)
(高佐)
(千飯)
(里買)

き、北はぬかうら、たかさ浦かれいの浦にさこかい

のあきない物のしほ船につむ事候は、山内にして(鹽)

堅せいはい可仕候、萬一承引なく候は、書違の旨(或 敗)

にまかせ、浦山内にして公方へ申上、其在所之あき

ない并に馬借をこめ可申候、此書ちかへの外はつれ(七)

馬借の人数になすこ候は、浦山内にして堅成敗

可仕候、仍爲後日かきちかへ證文如件。(八)

永正五年十一月廿四日

中山 良 永

以下十九名略

殿様御判候事、此御所之事は、御兩所にてくち取(圖)

にさせられ候處に、浦に取あたり候て、かはの村(河野)

にあつけ申候、若しうしなひ候共、かはの浦のあ

きないこゝめ、末代申へき定へく候也。

○

以上の個條書を通覽してみると、その示してゐ

る如く別段難解なところはなない。(一)彼等は、國

の内外より自由に鹽及び搏を直買することの出来

る特權を有し(二)(三)(四)にあつては、根本馬借

たるの外他人の商品を賣買することを嚴禁し、
(五)假令馬借たることも獵師をも、兼業する時はその賣買行爲を嚴禁し、犯すときは同浦に對して一切の賣買行爲を馬借業を禁止すべしと云ひ(九)以上規定區域外のもの馬借業をなすものは、浦山内として制裁を加へんことを定めたものである。

以上を要するに、兩浦七ヶ字を以て浦、山内二部の馬借聯盟を形成し、右兩聯盟は互にその勢力範圍に於ける馬借集團地を管轄し、山海の主産生活の重要品たる鹽樽の獨占的專賣權を有し、全個條を通じて、根本馬借としては絶對に他の紛はしき同業者を排除せんとしてゐるのである。茲に於て、以上の各條項を通じて考察せらるゝ根本馬借は、字書の教ふるが如き單なる交通勞働者としての色彩は殆ど現はされてゐない。その示すところは殆ど商人としての行動を規定したものである。守護朝倉氏の管下に於ける一國の出入門戸を擁し

て、その商權を確實に把握した爲めに、その特權の維持と保證とを列記して、浦山内相互の左券としたものである。それは第一條の示すところにより最も明白であり、而して亦(七)に示された、浦山内兩聯盟の管轄下になつてゐる馬借集團こそはその地域に於て、根本馬借の有してゐる如き特權を認められて居らず、恐らくその驅使に従つて、専ら交通勞働に服してゐたものと解せられる。更に亦、浦、山内の兩聯盟としては、その享有した權利は、この條文の追書によつて考察すると、對等の位置にあつたことが看取される。即ち、この掟書の本書は、鬪取によつて浦方に保管されるやうになつたと云ふのは、彼等が互角の權利を有してゐたことの左券としてよいであらう。

五

根本馬借の兩聯盟、浦と山内とは、それ〴〵特異の位置を保つてゐた。浦方は、海上交通——敦

賀港并に三國港その他國外への聯絡要港として、亦二大專賣品中の鹽の集散地としてその獨占權を保つことが出來た。山内は之に反し、朝倉氏の領域に通ずる交通機關の足溜として、而して亦樽の集散地として、猶その上にその管轄下にある諸浦の鹽を取入れることが出來た。（尤も、此等の鹽樽は國外より移入せらるゝ方がすつと多かつたのである。）然し、二大勢力の對峙は時に相反目するを稀としなない。彼等の衝突は既に早く永正五年の規約前寛正中に起されてゐる。斯して寛正六年には單獨に山内のみとしての馬借中契約狀が残されることゝなつた。尤もこの際には對浦方と正面衝突を起したか、或はその一部に對してあるかは斷言することは出來ないが、浦、山内兩部の紛擾によつて一方の契約が固められ、この種の成文法として最も早い一例を示して呉れたのである。

馬借中之定之事

- (今泉)
- 一、いまいつみ中屋左衛門所へ立候て諸事商すへからず、又、左衛門所へ出候里荷おろすへからず(二)
 - 一、(牙儉)すわい付の荷おろせ候はんする者をは、馬借の中をはつすべく候(三)
 - 一、鹽樽の里買見かくしたる者をは、公方様馬借の中より罪科をいたすべく候(三)
 - 一、山内與浦與の公事を仕候時の入用は、勾當原、湯屋ミして半分、又中山、八田村ミして半分、此兩村ミして沙汰仕候によつて、浦里より出候荷は半分宛おろせべく候、(四)萬一此旨にそむき候はんする輩は公方様より御罪科あるべく候、殊に大佛八幡宮、山千飯白山大權現御惣社五十八所御爵を罷蒙へく候、仍末代契約狀如件。

勾當原 淨 觀

以下十四名略

(並)

此馬借の中の定の事於後日そむかんもからは公方ミして堅可罪科者也、仍爲後日之狀如件。

寛正六年六月廿四日

これによると、(一)と(四)とに對浦方との紛擾が明示される。その(一)は恐らく浦方の中の頭目とも見受けられるので手厳しい制裁を加へんとし中屋左衛門なるものゝ場所に、立賣并びにその取引貨物は取扱ふことなからしめ(二)にあつては仲買の手を経たる貨物は仲間として取扱はざらしめ違犯のものは團體を脱退せしめんと云つてゐる。

(三)は、鹽樽の密交易を看過せるものを國法によつて處罰せんと云へるものであり(四)は對浦方との訴訟については、その費用負擔に對し、山内を二分し、各區域よりその半分宛を據出することゝ定め、従つて、出入の貨物も兩區半分宛之を取扱ふべしと定めたのである。

此等の條項を通觀した結果は、永正のそれに比しては著しく簡略ではあるが、然し(一)(二)(三)

の各條々からは依然として彼等根本馬借は國法の下に立つて山海の二大貨物の專賣權を專有し、殊に貨物に對し仲買の手を経ることを拒否してゐる點に、彼等の商權獨占の傾向を認めることが出来る。坂本の馬借が一揆としての色彩を濃厚にして活躍してゐた時代の直後に、北國の一邊土にあつては既にかゝる馬借團體が存在したので、之によつても、私は最初に擧げた應永元年の坂本に於ける馬借業者の組織は、當時既に頗る發達してゐたものであらうと推測せらるゝのである。發達は、彼等が單なる勞働者より脱して、商人としての色彩を多分に有するに至つたことを謂はんとするのである。

次に猶此等の問題を明瞭にせんが爲めに私はこの寛正と永正との規約が單に形式的のものに非ずして、立派に國法として勵行せられてゐた左券を有してゐることを述べたいと思ふ。

その一は明應六年七月に守護朝倉貞景の二代官から山内馬借中宛の證券で、それには鹽樽共に寛正六年の奉書により馬借の進退たるを認め、自由に他人の賣買を停止すべきを言明し、唯除外例として、兩代官の副書あるものゝみ之を通すべきを斷

はつてゐるのである。その二は、永正五年十一月即ち之は浦山内として、上述の詳細なる聯盟協約が締結せられる直前に、守護朝倉貞景からその代官青木、印牧宛に下附したもので、それには浦山内共に先規に従ひ商賣すべきを命じ、殊にその條件文言は、上述の協約と相對して、頗る明確に彼等の特權を認めてゐる。「從他國鹽並樽船着岸時自里直買事令停止訖」の一句即ち之で、賣買權は全然兩部馬借の手中にあつて、里買即ち「自里直買」は、絶對に認められなかつたことが極めて明白に示されてゐるのである。されば例へ有力なる士分のものにあつても、この規約を無視すること

は出来なかつたので、或場合には有勢の代官の交渉によつて漸く樽板の購買を示したものがあり、千駄に付駄賃四百文宛浦山、内兩仲間支拂はせたと認ためた一文書に、彼等の實權が如何にも強大であつたことを示すものがある。

次に永祿二年に至つて守護朝倉義景の二代官青木景廣、東美紀と浦山内兩馬借聯盟中に取交はされた三通の往復文書によるときは、前記永正五年十一月の未代定と稱するものは、こゝに至る五十年、依然としてその效力を維持してゐたことを示すのであるが、唯右の重要な定書を抽籤によつて浦方に預ることゝなつた際に、兩浦協定の結果河野浦に保管し、從つてその條件として「若し（河野）なひ候者、かはの浦のあきなひとめ未代申へき定」となつたのであつた。然るに、彼等はこれより前浦、山内三年に一度交互に之を保管することに協定し、若しその保管中紛失の場合には、右當

番の賣買を停止せしむべきことに改めたことを、同年十月連署して兩代官宛に返謀に及んでゐる。而して右往復書狀中更らに注意すべきことは、彼等は一年中の或時期を選んで、戎講を興行して、彼等の仲間としての重要事件を協議して居つたことで、右定書の如きも戎講に際して、代官より舊儀を證議せられたのである。この戎講は一般に徳川時代にあつては商家の重要な年中行事として商業に縁故ある戎神を奉祀せるにちなみて講名とし、商家として最も重大儀としてゐたのであるが古くより右講日に當つて仲間としての諸打合をしたやうであり、この場合に於ても、斯る意味で彼等の間に例年開催せられてゐたのであらうと思はれる。唯其は何れにしても、斯る名目の下にその開催を常例としてゐたものとすれば、彼等はこの點から推しても商人組合として存在してゐたことを認めなければならぬのである。

次に考察を要するのは、彼等の負擔すべき義務である。彼等の守護朝倉氏より享有してゐた特權は上述の如く頗る強大であり、その保護も亦特別であつた。交通上の要所にあると云ふことから、一般的の課役を免除せられたことも少々ではなかつた。或は船舶の徵發を減免せられ、或は總國の道路修繕に彼等の當然負擔すべき人夫の數を減免せられたことも屢々であつた。唯然し、永正十二年閏二月には馬借中申合の上浦方へ道路修繕を命じてゐるものゝ如きは、馬借としての義務負擔ではなく、兩浦としては殆ど馬借の集團地として、總國平均の課役を當然彼等に命令せられたに過ぎないと思はれるのである。

六

一括の西野文書によつて知らるゝ馬借の發達は以上にと止る。然し、私は猶この外に當然知られなければならぬ重要な問題が多く殘されてゐるこ

とを知つてゐる。例へば、前項に云ひ殘された彼等の領主に對する義務行爲にしても、又浦、山内兩部として各々その管轄下としてゐる馬借との關係、換言すればその相互間に於ける權利義務の問題、或は亦山内、浦方並に浦方内の兩浦、山内としての兩組のそれ々の間に於ける相互規約、その賣買方法等は以上の史料では知ることが出來ないのであり、亦その輪廓を見るばかりで隔履の憾が少くない。然しそれにしても、彼等は寛正、永正の際一國守護の治下にあつて、一國移出入の門戸を擁し、海陸産物の專賣權を確有し、その浦方、山内は相聯盟して、その配下に勞働專業の馬借を擁し、毎年の戎講には業務上の打合會を開いてゐたそれ丈けでも、中世末期の一邊土に斯る新興階級の發達が、斯く迄に井然たる組織を見るに至つたことを知られるのである。

而して記してこゝ迄くると、私は彼等がその本

義の示すが如き交通勞働業者としての觀念を、殆ど念頭から取り去らねばならぬことになつた。私はこゝに於て突如として、寧ろ同時代に活躍してゐた近江商人の萌芽をこゝに連想せずにはゐられない。一國の守護と、一庄園の領主である山門との相違はあるが、近江商人の根本、得珍保とくぢんぽの商人は山門の保護の下に、湖を渡り九里半街道を濶歩して若狭へ、伊勢街道を横斷して濃尾に活動し、國內にありては隣接各所の商團と相聯絡して互にその商權を確保した。殊に興味ある事實は、その商團は多くの足子即ち貨物運搬業者を使用してゐたので、その分布は伊勢の丹生川、四日市、桑名方面並びに鈴鹿關前、若しくは得珍保附近の各部落にその屯集を見たのである。（拙稿「搖籃期に於ける近江商人」）勿論之は、その名の示すが如く單に歩行を主とする擔夫であるだけに、こゝに云ふ馬借とは根本に意義を異にするとは云ふものゝ、

前出浦方山内馬借の管轄下に立つた各浦馬借との關係に酷似してゐるものである。

私はこゝにこれ以上、微細に亘つて近江商人との比較を續けるつもりはない。唯彼と是とその名稱の相違こそあれ、その時代を共にした背景の下に多くの類似點を有した集團として之を認めたいと云ふ意味は、越前の場合にあつては彼等の集團はその根元は恐らくその名の示すが如く、所謂馬借であつたと思はれるのであるが、何時の間にかその地利と領主の保護とによつて商團化したので既に寛正永正の定書に示された頃にあつては、彼等の集團は之を當時の商人團、例へば近江商人團などと少からず共通點を示すに至つてゐたものと考へられるのである。

斯して、次の時代に馬借として引渡されたものは、單にその管轄下に列した交通労働專業のもの、仲間のみで、定書にその名を列した根本馬借は

全く商人としてその纏ふてゐた古きべールを脱し去つたのであつた。(昭和四、十一、十)